[別紙1]

鳥取県農業経営法人化支援総合事業費 補助金の事務手続きについて

1. 交付申請書兼実績報告書兼請求書提出

(3月1日まで)

- ○上記書類は、下記提出先にメール送信又は郵送等で提出してください。
- 2. 交付決定兼交付額確定通知 (交付申請から原則20日以内)
 - 〇1で提出された書類が交付要件に該当する場合、交付決定通知兼交付額確定 通知を行います。
 - 〇この通知は、1の提出を受けた日から、原則20日以内に行います。 ただし、国補助金事業の場合、国へ補助金の交付を申請してから当該交付の決 定を受けるまでの日数に、原則20日を加えた日数が経過する日までに行います。
- ◎補助金の支払い

支払方法は、1で提出された書類に記載された口座へ振り込みます。 支払時期は、2の通知に記載します。



3. 仕入控除税額報告書提出

(必要に応じて、1の提出以降)

○実績報告後に仕入控除税額が確定し、その額が実績報告時の仕入控除税額を 超えたときには、報告が必要です。

資料提出・問い合わせ先

鳥取県農林水産部農業振興監経営支援課担い手育成担当

所在地:鳥取県鳥取市東町一丁目220

電話:(0857)-26-7276

メール:keieishien@pref.tottori.lg.jp